

第5次富士市地域福祉計画（案）の概要

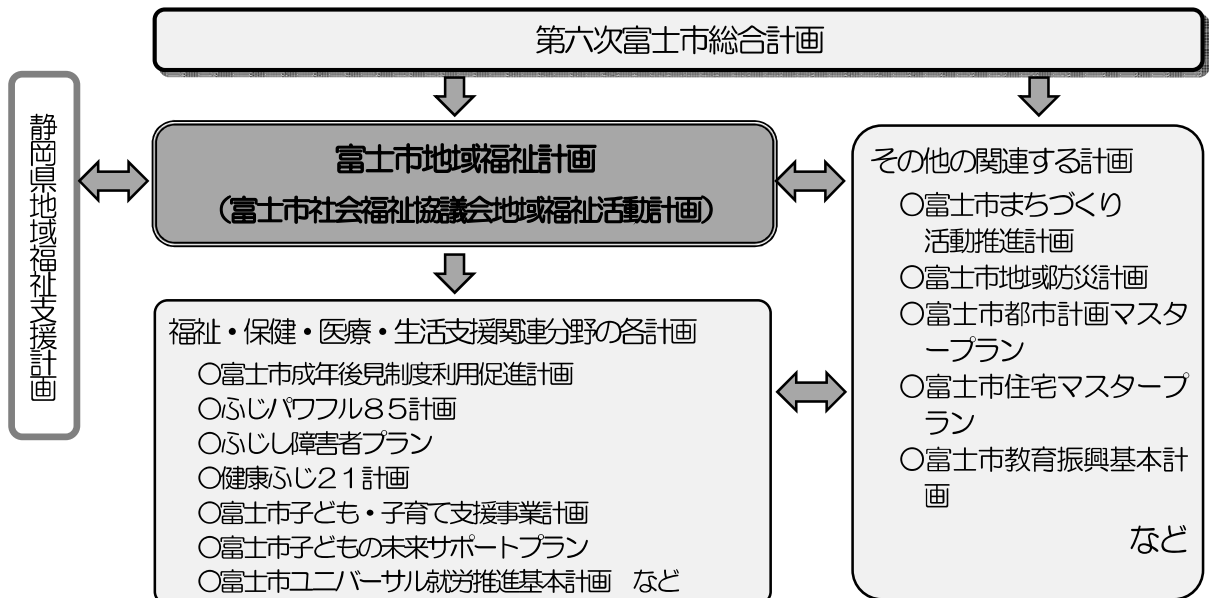
1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進展や社会構造、産業構造の変化などにより地域住民のつながりの希薄化が進み、高齢者のひとり暮らしや核家族の増加、若年層の社会的孤立が深刻化しています。また、毎年のように発生する地震や風水害により、災害時の助け合いや日頃からの見守りの重要性が再認識され、地域住民が助け合いの意識を高め、互いに声を掛け合う地域の絆づくりを進めていくことが重要になっています。

本市においては、今後、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援等の取組を活かしながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を実施する事業の創設が大切です。このような地域福祉の実現のために、市と富士市社会福祉協議会は連携・協働し、富士市地域福祉計画及び富士市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定（改訂）をしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第六次富士市総合計画」を踏まえ、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定するものです。地域福祉関連の施策の概念を整理し、施策体系の枠組みの具現化を図るほか、福祉・保健・医療・生活支援関連の他の計画の上位計画として位置付けながら、まちづくり、教育、都市基盤など、その他の関連計画と連携して、市民、団体、事業者、行政の協働による取組を推進していきます。



3 計画の期間

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活環境の変化に対応するため、当初令和3年度からとしていた開始時期を1年間先延ばすこととし、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 地域福祉の将来像

富士市がすべての市民にとって暮らしやすいまちであることは、今後も継続して目指すべき目標であることから、本計画における地域福祉の将来像を、第4次計画に引き続き、以下のとおり設定します。

だれもが安心してともに暮らせる地域^{まち}

「地域福祉」の主角は地域で生活する住民です。地域の中で支援を必要とする人の声を、身近な住民が認識し、必要な支援につなげ、すべての住民が安心して生活できる支援体制づくりが必要です。また、住民を心身の状態や生活環境を基に「支援を受ける人」と「支援する人」に分けるのではなく、住民同士ができる範囲で互いに助け合う「地域共生社会」として発展させていくことも必要です。

今後、こうした社会づくりを具現化するために、私たちは「まなぶ、そだてる」、「つなぐ、ささえあう」、「きすく、ひろげる」という3つの基本理念のもと、一人ひとりが地域に対する思いや福祉に対する意識を高め、地域活動や福祉活動への積極的な参加と活動のネットワークを広げていくことを目指します。

5 計画の基本理念

地域福祉の将来像を実現するため、計画の基本理念を以下のとおり定めます。なお、基本理念の設定、施策の推進に当たり、国連が2015年に定めたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に沿った取組に努めるものとし、市民や地域、事業者等に対して協力を求めるものとします。

<p>まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～</p>	  
<p>○私たちは、年齢、性別、病気・障害の有無や国籍等にかかわらず、地域を担う一員として共に暮らしています。それぞれが抱えている生活上、福祉上の課題を知り、認め合うとともに、より多くの市民が福祉を学ぶ機会を確保します。</p> <p>○学んだ知識を基に、住民一人ひとりの絆、福祉・助け合いを担う人材、意識を育てていきます。</p>	
<p>つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～</p>	   
<p>○私たちは、普段から無意識のうちに助け合って暮らしています。支援を必要とする人が、気軽に相談し、速やかに支援につなげていける仕組みを作っていきます。</p> <p>○地域で暮らす人それぞれができる範囲で互いの困りごとを知り、支えあえる地域を育てていきます。</p>	
<p>きすく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～</p>	    
<p>○だれもが安心して暮らすために、潜在的な福祉課題を明らかにし、積極的に支援を行っていきける取組を進めます。</p> <p>○単独での支援が困難なケースでも、関係機関の連携等によって支援ができるよう、分野間の連携やネットワークを広げていきます。</p>	

6 施策の体系



7 基本目標の方向性

まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～

●福祉について、学びましょう

普段の生活の中での身近な「福祉」について、より多くの市民が学ぶことを目指します。

そのため、幼少期から就学期、就職後、高齢期に至るまで、それぞれのライフステージに応じた福祉教育の機会を確保します。

また、市民が福祉の身近さ、重要性を知り、活動につながるよう、福祉を学び、考える機会の確保、拡大を進めていきます。

基本施策 (1) ライフステージに応じた福祉教育 (2) 福祉を考える機会の拡大

●地域との絆を深めましょう

地域住民同士のつながり、すなわち「絆」を創り、育て、深めていくことを目指します。

そのため、人と人をつなぐスタート地点として、あいさつから始め、関係づくり、地域住民同士の交流促進に向けて、機会の確保を進めていきます。

基本施策 (1) 顔の見える関係づくり (2) 地域交流の促進

●地域福祉の人材を育てましょう

地域の中で、住民同士の助け合いを担う「人材」の育成を目指します。

そのため、福祉活動の中心となるリーダーの育成に向けて、就学期から学ぶ機会の確保を図ります。

また、市民が身近な地域で地域活動やボランティア活動を行っている団体やその活動内容等に関心を持ち、参加できるよう、関連する各種情報の発信や学ぶ機会の確保、拡充を進めていきます。

基本施策 (1) 福祉のリーダーの育成 (2) 地域活動、ボランティア活動への参加促進

つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～

●必要なサービス・支援につながりやすくしましょう

悩みや困りごとを抱えている市民が必要な支援につながる入り口として、気軽に、遠慮なく「相談」できる体制づくりを目指します。

そのため、相談に抵抗を感じさせず、安心感を持って相談できるよう、身近な相談窓口の情報発信、市や関係機関の連絡体制、支援につなげるための連携や支援の質の向上を進めていきます。

基本施策 (1) 相談・連絡しやすい仕組みづくり (2) サービス利用に関する情報提供
(3) サービスの質の向上

●住民同士が支えあえるまちにしましょう

公的な支援だけではなく、身近で同じ目線で助け合える地域住民同士の「共助」が浸透し、深まることを目指します。

そのため、近所つきあいを大切にし、共に助け合える関係を作ること、支えあいのための地域での体制・仕組みや共助をバックアップする福祉活動の育成、気軽に集える場の確保と拡大、平常時だけではなく災害時でも助け合える協力体制の確保、充実を進めていきます。

基本施策 (1) 支援・手助けが必要な人の把握と住民同士の支え合いの充実
(2) 居場所づくりの推進 (3) 災害時の協力体制の充実

●地域（圏域）に合わせた取組を進めましょう

市内各地域での活動の主体となる福祉団体の活動支援を行います。

また、地域住民には、それぞれの活動に対する理解と参加を促進し、活動の活性化につなげていきます。

基本施策 (1) 地域の団体による福祉活動の推進

きずく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～

●様々な人を支えるセーフティネットを構築しましょう

支援を必要としている市民を把握し、支援につなげるための「セーフティネット」の構築、充実を目指します。

そのため、支援を必要としている市民、特に潜在的な支援対象者の把握に努めるとともに、関係機関との連携体制の構築・充実、公的な制度を活用した支援を推進します。また、支援を担う福祉専門職等の人材の確保・育成を進めていきます。

基本施策 (1) 潜在的な支援対象者の把握 (2) 様々な制度、福祉ネットワークを活用した支援の推進
(3) 福祉専門職の確保・育成

●住みやすいまちをつくりましょう

多くの市民が暮らしやすい地域とするため、ソフト・ハードの両面から「住みやすいまちづくり」を目指します。

そのため、道路設備の改善や修繕、公共交通機関の改善・充実を進めていきます。また、施設だけではなく、市民の心の中にバリアを持たない「心のユニバーサルデザイン」の啓発・情報発信を進めていきます。

基本施策 (1) ユニバーサルデザインのまちづくり (2) 気軽に利用できる交通体系の充実
(3) 心のユニバーサルデザインの推進

●福祉計画の進行管理と評価をしましょう

本計画と関連する福祉分野の各計画について、実施状況を把握し、福祉の充実につなげていくための「効果的な進行管理・施策評価」を目指します。

そのため、市民に関心を持っていただき、意見を把握するとともに、定期的に施策の進捗、効果等を把握・検証していきます。

基本施策 (1) 計画の進捗確認、評価

8 施策目標の設定

各基本理念において以下のとおり施策目標を設定します。

1 まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～

施策目標	数値目標	
	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ふれあい・いきいきサロンの参加者数 (延人数)	43,428 人 (令和元年度※1)	44,785 人

※1 令和2年度のふれあい・いきいきサロンの参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数が減少したため、前年の令和元年度の値を基に目標値を設定。

2 つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～

施策目標	数値目標	
	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
民生委員・児童委員が相談を受けて支援につなげた件数	5,021 件	5,100 件
希望出生率※2	1.77 (令和元年度※3)	2.0
災害・緊急支援情報キットの利用者数	6,396 人	6,900 人
地区福祉推進会を知っている人の割合	37.5% (令和元年度※4)	50% (令和7年度※4)

※2 若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率。国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」で把握した結婚や子どもの数を基に、一定の仮定に基づき算出した値。国の目標値は1.8（少子化社会対策大綱（令和2年5月））

※3 把握が可能な最新のデータとして、令和元年度の実績値を掲載。

※4 計画策定の前年度に市民アンケート調査を実施。

3 きすく、ひろげる ～自立した地域社会を支えるしくみづくり～

施策目標	数値目標	
	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
要介護認定を必要としない高齢者の割合	88.57%	87.19%
障害福祉サービス等を利用して地域で生活している人の人数	2,088 人	2,754 人
生活困窮者自立支援制度を利用して支援計画の目標を達成した人の割合	69.1%	72.4%

9 「だれもが安心してともに暮らせる^{まち}地域」を目指して

地域や公的な相談窓口で、市民の悩みごとや困りごとを把握したときは、市役所の関係課や関連機関と情報を共有します。相談を受けたときに気付かなかった潜在的な問題を、関係課等の連携によって明らかにし、包括的かつ重層的に問題を速やかに解決することなど、地域と行政の連携による支援体制を目指します。

